



2021年12月27日

各 位

会社名 中国塗料株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊達 健士  
(コード番号：4617 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 管理本部長 友近 潤 二  
(TEL：03-3506-5852)

## 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「2022年3月期第2四半期報告書及び過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出（過年度決算の訂正）に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出し、過年度決算の訂正を行いました。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、本日「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第120期 内部統制報告書（自2016年4月1日至2017年3月31日）
- 第121期 内部統制報告書（自2017年4月1日至2018年3月31日）
- 第122期 内部統制報告書（自2018年4月1日至2019年3月31日）
- 第123期 内部統制報告書（自2019年4月1日至2020年3月31日）
- 第124期 内部統制報告書（自2020年4月1日至2021年3月31日）

### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社の連結子会社である CHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd. (以下、「CMP 上海」という。)において、現地監査人も加わった社則及び規程類の見直し等の内部統制の改善に関連した話し合いの中で、退職金に相当する支払いに関する労働組合との協約の存在を確認し検討した結果、本来は負債計上すべき退職給付に係る負債の計上が漏れていることが判明いたしました。

これを受け、当社は、退職給付債務の算定を外部専門家に依頼するとともに、本件が発生した経緯や原因等の調査を進めるにあたって、より客観的な調査を行うため、2021年11月17日に外部専門家から構成される調査委員会を設置し調査を行い、2021年12月24日にCMP 上海における退職給付に係る負債の計上漏れに関して、同委員会から調査結果報告書を受領いたしました。

当社は、本報告書の内容及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、2017年3月期から2021年3月期までの有価証券報告書、及び2019年3月期第3四半期から2022年3月期第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

訂正の原因として、CMP 上海において労働組合との協約を適切に財務諸表へ反映させる意識が欠如していたこと、CMP 上海における退職給付会計の実務に精通する人材の不足、CMP 上海で締結された労働組合との協約のような人事規程等に対する当社によるモニタリング、及び海外子会社に対する特に規程類に関する内部監査が十分でなかったことが挙げられます。

これらの当社及びCMP 上海の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備については当連結会計年度の末日後に認識したため、当連結会計年度の末日においては是正が完了しておりません。また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査委員会の指摘・提言をふまえ、実効性のある再発防止策を策定の上、財務報告に係る内部統制の不備の改善を図ってまいります。

以 上